

平成28年6月14日

株主各位

岐阜県大垣市久瀬川町7丁目5番地の1  
サンメッセ株式会社  
代表取締役社長 田中 義一

第71回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の一部修正について

当社「第71回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

11ページ 個別注記表 「税効果会計に関する注記」

2. 修正内容（修正箇所に下線を付しております。）

【修正前】

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。

【修正後】

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.5%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.9%となります。

以 上